

財務 VOL.7

生命保険を見直して節約をしましょう: 中編

先月号では、生命保険を見直して節約をする為には、必要な保障額を正確に計算しないとイケませんよ、ということをお伝えしました。

では、その保障額とは具体的にはどのように計算するものなのでしょうか？今月号では、その保障額の計算方法についてご説明したいと思います。

【万一の場合に必要なものとは？】

必要な保障額と言いますが、それ程難しく考える必要はございません。

先生に万一の事があった時、残されたご家族が生きていく為にはどのようなお金が必要になるかを想像してみてください。

いかがでしょうか？色々思い浮かぶと思いますが、ここは“**最低限必要なもの**”だけに絞りますと、借入金の返済、生きていくための生活費、お子様の教育費、といったところが挙げられるのではないのでしょうか。この3つさえ手当て出来ればとありえず路頭に迷うことはなさそうですよね。

それでは、この3つの計算方法を見ていきましょう。

【生活費の保障はどこまで必要？】

借入金については、返済予定表等がありますので、特に計算せずとも把握出来ますよね。また、住宅ローンのように団体信用生命保険が付いており、死亡と同時に自動的に債務が消滅するようなものについては、考慮する必要はありません。

次に、生活費ですが、残されたご家族、特に奥様が寿命を迎えられる(平均寿命である85歳)まで生きていく為に必要な金額を手当てしてはイケませんよね。

例えば、奥様の年齢は36歳、生活費は月50万円かかるとします。そうしますと、85歳までの50年間に必要な生活費は、 $50万円 \times 12ヶ月 \times 50年 = 3億円$ となります。では、この3億円を全額手当てする必要があるのでしょうか？

通常は、奥様がどうしても働けないような理由が無い限り、何かしらの仕事に就くと考えるのが自然でしょう。ですので、自ら稼ぎ出す給料分については先程の3億円から差引いて計算します。仮に、パートで月10万円の給料で65歳まで働いたとすると、 $10万円 \times 12ヶ月 \times 30年 = 3600万円$ 稼ぐこととなります。そして、この金額を3億円から差引くと**2億6400万円**となり、これが手当てすべき金額となります。

このように、必要保障額を圧縮できる要素についてはきっちり考慮しておかないと、保険料はいくらでも多額になってしまいます。

同じような考え方で必要保障額から差引くものとして「年金」があります。お子様がおられる場合ですと「遺族年金」が、65歳を迎えますと「老齢年金」が貰えるようになりますので、これらもパート代と同様に差引く必要がありますよね。

このように、必要な生活費から入ってくる予定のお金を差引いたものが、“**保障すべき生活費**”となります。

【私立大はやっぱり高い】

最後に、お子様の教育費について考えてみましょう。ちなみに、学費だけではなく、教科書代や給食代、塾の費用といったものも含まれますので“**教育費**”と表現しております。

幼稚園から大学まで、国公立と私立、学部等々、様々な選択肢がありますので、ご希望の進路で設定して下さい。

例えば、将来の進路は医学部に、と考えておられる場合の国公立・私立の学費の一例を以下に示させていただきます。

	国公立	私立	差額
幼稚園(3年間合計)	70万円	160万円	90万円
小学校(6年間合計)	200万円	820万円	620万円
中学校(3年間合計)	140万円	380万円	240万円
高校(3年間合計)	160万円	320万円	160万円
大学(6年間合計)	350万円	3600万円	3250万円
合計	920万円	5280万円	4360万円

私立大の医学部がいかに高いのかがよくわかりますね。

そうしますと、どうしてもお子様を医者にしたい、と考えるならば、最大限のリスクとなる“**すべて私立に通う**”ことを前提に計算する必要がありますよね。そして、その合計金額である**5280万円**が“**保障すべき教育費**”となるのです。

【実はもう1つ・・・】

これら3つの合計金額が最低限必要な保障額となります・・・と言いたいところですが、実はもう1つ考慮すべき重要な要素があるので。

それは・・・、“**物価上昇率**”です。この上昇率を考慮しないことには、正確な保障額をはじき出せないくらい重要な要素なのです。

次月号では、それについてご説明させて頂いたうえで、どのように保険料を節約するのかをご案内させていただきます。

おしらせ

「保険が**最低限必要な保障**になっているのかチェックして欲しい」等のご要望がございましたら、**倶楽部会員専用メールアドレス**にてお問合せ下さい。また、「**具体的な相談に乗って欲しい**」というご要望がございましたら、「**無料経営相談**」をお申込み下さい。詳しくは、<http://now.amcp.biz> をご覧下さい！